



行政監査ではどんなことが行われるのか？対応と対策について。

今回の記事では、労働基準監督署と年金事務所が行う調査について、「どんなことが行われるのか?」、「どんな点を指摘されるのか?」などについて、行政の視点に立ちポイントをお伝えします。

これらを参考に、「日頃から何を行っておくといのか」、「現在、来ていないことはないか?」を確認してみてください。具体的なご質問やご相談は、お気軽にご連絡ください。

《今回の記事は、佐藤が担当しました。》

労働基準監督署の監査（臨検）

主に、労働基準法・労働安全衛生法・最低賃金法を守っているかを確認するための調査です。

①必要な書類が整っているか、その書類は②法令の基準を満たしているか、③実態に合っているか?という3つの視点で確認が行われます。

具体的には、「必要な書類、監査の視点」を参照ください。

尚、調査には、定期臨検、申告臨検、災害時臨検、再臨検の4種類がありますが、今回は主に定期臨検についてご紹介します。

主に必要な書類、監査の視点

- 労働者名簿**【記載項目：氏名、生年月日、履歴、性別、住所、従事する業務、雇入年月日、退職年月日など】
⇒最新の情報になっているか?（氏名や住所の変更など）
- 出勤簿**【記載項目：氏名、出勤日、始業・終業時間、休憩時間、残業時間】
⇒36協定で定めた上限時間を超えて、時間外労働や休日労働をさせていないか
⇒長時間労働（時間外、休日労働が1ヶ月80時間を超える）を行っている労働者がいないか?いた場合に、医師の面接指導を実施しているか
- 賃金台帳**【記載項目：氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数（深夜・休日・残業時間を含む）、各手当支給額、賃金控除額】
⇒出勤簿との整合性はとれているか
⇒最低賃金以上の賃金を支払っているか
⇒時間外労働をした場合に、適切な割増率で支払いがされているか。端数処理は正しく行われているか
⇒家賃や食事代等を控除している場合に、「賃金控除協定書」を締結しているか
- 年次有給休暇管理簿**【記載項目：取得日、付与日、付与日数】
- 労働条件通知書**【記載項目：労働契約の期間、就業場所、従事すべき業務、労働時間（始業終業の時刻、残業の有無、休憩、休日、休暇等）、賃金（計算方法、支払い方法、締め支払い）、退職に関する事】
⇒法令で決められた内容が記載されているか?（令和6年4月1日の法改正の内容が反映できていますか?）
- 時間外労働や休日労働に関する協定届（36協定届）、変形労働時間制などの労使協定**
⇒どのように従業員代表を選出しているか
⇒実際の時間外労働や休日労働時間との整合性はとれているか?
- 就業規則**【常時10人以上の従業員がいる場合に作成、届け出の義務あり】
⇒従業員に周知しているか
- 健康診断の個人票**【雇入れ時の健康診断及び定期健康診断、特殊健康診断の結果を記録する】
（必要な項目の記載がある場合は、別書式（健康診断結果の写し等）も認められています）
⇒医師の所見がある場合に、就業に問題がないか医師の意見を聴いているか?

各種書式をあおばで
用意しております。お気
軽にご相談ください!



※主な書類は以上ですが、従業員数や業種などによっては、他にも書類や実施するべきことが必要な場合があります。

※調査の結果、違反などがあった場合には、改善を行い、改善した結果を監督署に報告することになります。

賃金の未払いなどが発生した場合、最長過去3年分の支払いが求められる可能性があります。

年金事務所の調査（総合調査）

資格取得や喪失の手続、報酬（給与や賞与）の申告などが、**実態に合わせて**、正しく行われているか?という視点で確認が行われます。

尚、調査は、原則、4年に1回実施されます。但し、新規に社会保険に加入した場合や、特定適用事業所に該当（1年のうち6月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数が51人以上となることを見込まれる企業等）した場合は、1年以内に調査が行われることがあります。

主に確認される書類、調査の視点

主に必要な書類は、労働条件通知書、出勤簿、賃金台帳、源泉徴収税の領収書などの書類を確認し、次のような点について確認が行われます。

- 加入時期**
⇒試用期間を除外していないか?
- 加入対象者**
⇒所定労働時間が正社員の4分の3以上のパートやアルバイト従業員を加入させているか
※特定適用事業所の場合は、その要件を満たした従業員を加入させているか。
- 算定基礎届**
⇒残業代や通勤手当を含めているか?
⇒給与明細に記載のない、住宅や食事を提供している場合に、現物給与として報酬に含まれているか
- 月額変更届**
⇒報酬に変更がある場合に、「報酬月額変更届」が提出されているか
- 賞与支払い届**
⇒定期的な賞与だけでなく、突発的に支払われた賞与について届出がされているか

※調査の結果、「手続きが適切にされていない」と判断された場合、正しい届出を行い、その結果社会保険料に変更がある場合は、その納付を行うこととなります。尚、最長過去2年まで遡って届出の提出及び社会保険料の納付を求められる可能性があります。

協会けんぽの健康保険料率変更のお知らせ

令和7年3月分（4月納付分）より健康保険料率、介護保険料率が変わります。介護保険は全国一律で1.59%です。手続きをご依頼いただいている顧問先様には、社会保険料一覧表をお送りしますのでご確認ください。

3/1以降に賞与が支給される場合は、健康保険料を下記の保険料率で徴収をお願いいたします。

健康保険料率

	令和6年度	令和7年度
埼玉県	9.78% ↓	9.76%
東京都	9.98% ↓	9.91%
神奈川県	10.02% ↓	9.92%

	令和6年度	令和7年度
茨城県	9.66% ↑	9.67%
栃木県	9.79% ↑	9.82%

	令和6年度	令和7年度
群馬県	9.81% ↓	9.77%
千葉県	9.77% ↑	9.79%

↑：引上げ →：据え置き ↓：引下げ